

8月25日委員会資料

政務活動費の会計管理方法等について

2017年8月25日
日本共産党墨田区議会議員団

1. 基本的な考え方について

- (1) 政務活動費の活用については、「会派及び議員の調査研究等の活動に資するため」という趣旨に沿って、積極的な調査研究や区政報告などを行うようにしている。同時に、政務活動費については、全国的に不適切な支出等が問題とされており、その原資が区民の税金であることを深く自覚して、支出内容や会計管理などについて、区民の目線で点検や改善を図るようにしている。
- (2) 特に、会派独自の会計規定等は定めていないが、墨田区議会の「政務活動費の運用指針」を遵守するとともに、区の会計事務規則に準じた適正な会計管理に努めている。
- (3) わが党は、政務活動費の取り扱いについて、議員団まかせにするのではなく、党機関が関与して責任を負うこととしている。収支報告書や関係書類等については、日本共産党墨田地区委員長が監査を行っている。

2. 経理担当者の任命について

改選後の議員団会議で、議員団の役職について協議して決めているが、その中で政務活動費の経理担当者も決めている。その際に、当選回数などよりも、誰がその役職に就くのが良いのか、適材適所で選ぶようにしており、大きな状況の変化がなければ、1年で変わることはない。

3. 具体的な管理方法等について

- (1) 政務活動費専用の預金口座を会派名で作り、ほとんどの出納を口座で管理している。原則として現金を手元に置くことはない。
- (2) 幹事長が預金通帳と印鑑、経理担当者がキャッシュカードを管理し、それぞれ控室内の鍵のかかる所に保管している。日常的な出納事務は経理担当者が行い、月に2回程度、幹事長が預金通帳を印字して、出納状況を確認している。
- (3) 各議員からの請求は、領収書及び証拠書類等を添付して行い、経理担当者が領収書等を確認して、支払う。会派に共通する支払いについては、幹事長が確認したうえで、経理担当者が処理する。
- (4) 経理担当者は、支払いを行うために口座から引き出した金額と日付、その内容について会計表に記載する。会計表と口座残高は常に一致しているとともに、会派内の誰もがいつでも閲覧できるようになっている。
- (5) 政務活動費の使途として疑問があるものや、高額な支払いを要するものについては、議員団会議で協議して、共通認識にしたうえで対応している。